

**自治体SDGs推進評価・調査検討会**  
**自治体SDGsの評価に関する基本的な考え方**  
**検討ワーキンググループの設置要綱**

（設置）

1. 自治体SDGs推進評価・検討会設置（以下「検討会」という。）設置要綱（平成30年1月22日制定）第3.(3)に基づき、検討会のもとに「自治体SDGsの評価に関する基本的な考え方検討ワーキンググループ」（以下「評価の考え方WG」という。）を設置する。

（任務）

2. 評価の考え方WGは、検討会の任務のうち、SDGs未来都市等の評価等に関する事項につき、自治体SDGsの評価に関する基本的な考え方に関する検討を行い、検討会へ報告することを任務とする。

（構成）

3. （1）評価の考え方WGの座長は、検討会の座長が兼務する。  
（2）評価の考え方WGは、座長が必要と認める検討会の構成員及び協力メンバーで構成する。  
（3）座長は必要に応じて、評価の考え方WG構成員より座長代理を指名することができる。

（招集）

4. 評価の考え方WGは、座長が招集する。

（会議の開催）

5. 座長は、やむを得ない理由により評価の考え方WGを開く余裕のない場合には、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見を徴することをもって、会議に代えることができる。

（議事の公開）

6. 評価の考え方WGは公開する。ただし、座長が公開することにより支障があると認める場合には、非公開とすることができる。また、議事要旨を作成し、進捗評価検討WGの終了後速やかに公開する。

（庶務）

7. 評価の考え方WGの庶務は、内閣府地方創生推進室において処理する。

(雑則)

8. この要綱に定めるもののほか、評価の考え方WGの議事及び運営に関し必要な事項は、座長が定める。

(附則) この要綱は、令和元年10月17日から施行する。

(附則) この要綱は、令和元年12月10日に廃止する。

評価の考え方WG構成員

(敬称略)

◎ 座長

< 構 成 員 >

◎ 村 上 周 三

蟹 江 憲 史

関 幸 子

藤 田 壮

(以上4名)